

公募型プロポーザル方式による技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による技術提案を募集する。

令和8年5月18日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名
令和8年度おかやまスポーツフェスト事業
- (2) 業務内容
別紙「業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間
契約締結日から令和9年2月28日まで
- (4) 契約限度額
10,257,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 技術提案に参加できる者の資格

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が、「大分類5（企画製作（情報通信サービスを除く。））」の「小分類5（広告・広報）」、「小分類6（イベント企画運営）」及び「小分類7（デザイン企画）」の3つの分類に登録されており、格付区分が全てAであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始

の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- (8) 岡山県税を滞納していない者であること。岡山県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における直近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。

3 事業委託に関する事務を担当する課の名称

岡山県環境文化部スポーツ振興課企画班
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
電話 : (086) 226-7440
FAX : (086) 225-0260
E-mail : sposhin@pref.okayama.lg.jp

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 技術提案参加手続等

(1) 委託仕様書の配布期間及び場所

ア 配付期間

令和8年5月18日(月)から令和8年5月28日(木)までの午前9時から午後5時までとする。ただし、閉庁日を除く。

イ 配付場所

上記3の場所に同じ。また、岡山県環境文化部スポーツ振興課のホームページ(<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/24/>)からダウンロードすることもできる。

(2) 技術提案参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

この技術提案に参加を希望する者は、技術提案参加資格確認申請書(様式第1号)を次のとおり提出しなければならない。また、提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

ア 提出期間

令和8年5月18日(月)から令和8年5月28日(木)までの午前9時から午後5時までとする。ただし、閉庁日を除く。

イ 提出場所

上記3の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参、電子メール又は郵送(書留郵便その他これに準じる方法によるもの)に限る。なお、郵便事故等については、県は一切の責任を負わない。))

(3) 技術提案参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

イ 技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、上記3の宛先へ電子メールにより説明を求める書面を提出することができる。

(4) 仕様等に対する質問の受付

ア 受付期間

令和8年5月18日(月)から令和8年5月28日(木)までの午前9時から午後5時までとする。ただし、閉庁日を除く。

イ 質問方法

仕様書等に対する質問・回答書(様式第2号)により上記3の宛先へ電子メールにより送付すること。なお、送信後に電話にて着信を確認すること。

ウ 回答方法

前項5(1)イの岡山県環境文化部スポーツ振興課ホームページに掲載する。ただし、本技術提案に直接関係のないもの、その他回答すること若しくは前記の回答方法が不相当と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

エ その他

技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 技術提案

技術提案に参加する者は、提案書を次のとおり提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 技術提案書(様式第3号) 【PDFデータ+書面5部】

イ 提案説明書(任意様式) 【PDFデータ+書面5部】

ウ 見積書(任意書式) 【PDFデータ+書面5部】

本事業に係る経費の見積及び内訳を具体的に示すこと。

また、会社名、役員名及び代表者名を明記すること。

エ 類似事業に係る資料(該当があれば過去2年分)

【PDFデータ+書面5部】

(2) 提出期限

令和8年6月3日(水)午後5時必着

(3) 提出先

上記3の場所に同じ

(4) 提出方法

電子メール及び持参又は郵送(書留郵便その他これに準ずる方法によるものに限る。なお、郵便事故等については、県は一切の責任を負わない。)

7 技術提案書等の審査方法

(1) 審査方法

岡山県環境文化部内に設置する審査会において、技術提案内容を別に定める審査基準（別表）に基づき書面により審査し、総合的に判断して契約の相手方を選定する。

(2) 審査結果の通知方法

上記（1）により選定した委託候補者に対して、委託候補者に選定した旨を書面により通知を行う。また、岡山県環境文化部スポーツ振興課ホームページにおいてもその旨を公表する。委託候補者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面により通知を行う。なお、選定委員会は非公開とし、審査の経緯等に関する問合せには応じない。

8 その他

- (1) 提案にかかる経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提案者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- (3) 提案者に対して、提出された書類の内容について説明を求めることがある。
- (4) 審査の公正を図るため、提案者に対して、提出書類若しくは添付資料の記載事項又は参加資格を有することを証明する資料等の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類について虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (6) 採否にかかわらず、提出書類は返却しない。
- (7) 提出書類及び添付資料は、情報公開の請求により開示することがある。
- (8) デザインは、他からのコピー並びに転用は行わないこと。
- (9) 審査過程については公表しない。
- (10) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る契約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (11) 委託料の精算にあたり、精算額が委託金額を下回った場合は、精算額を委託料の額とする。